

田辺市デジタル田園都市総合戦略有識者会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市デジタル田園都市有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、その定員を増員することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所及び氏名を記入の上、係員に提出するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険と認められる器物又は薬品等を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語又は談笑等をしないこと。
- (3) ゼッケン、たすき、はち巻の類の着用をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、座長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。